

消防活動阻害物質について

圧縮アセチレンガスや液化石油ガスなど火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質を消防活動阻害物質といいます。これらの物質を一定数量(下表の数量)以上貯蔵し、取り扱う場合は所轄消防署へ届出が必要となります。

※廃止する場合も同様に届出が必要です。

消防活動阻害物質の指定数量

No.	物質名		指定数量
1	圧縮アセチレンガス		40 kg
2	無水硫酸		200 kg
3	液化石油ガス		300 kg
4	生石灰		500 kg
5	毒物	シアン化水素	30 kg
6		シアン化ナトリウム	30 kg
7		水銀	30 kg
8		セレン	30 kg
9		ひ素	30 kg
10		ふつ化水素	30 kg
11		モノフルオール酢酸	30 kg
12		※1 水又は熱を加えること等により、人体に重大な障害をもたらすガスを発生する等消火活動に重大な支障を生ずる物質で総務省令で定めるもの	
13	劇物	アンモニア	200 kg
14		塩化水素	200 kg
15		クロルスホン酸	200 kg
16		クロルピクリン	200 kg
17		クロルメチル	200 kg
18		クロロホルム	200 kg
19		けいふつ化水素酸	200 kg
20		四塩化炭素	200 kg
21		臭素	200 kg
22		発煙硫酸	200 kg
23		ブロム水素	200 kg
24		ブロムメチル	200 kg
25		ホルムアルデヒド	200 kg
26		モノクロル酢酸	200 kg
27		よう素	200 kg
28		硫酸	200 kg
29		りん化亜鉛	200 kg
30		※2 水又は熱を加えること等により、人体に重大な障害をもたらすガスを発生する等消火活動に重大な支障を生ずる物質で総務省令で定めるもの	

届出様式は「統計・各種様式ダウンロード」⇒危険物関係からお願いします。

11.圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始(廃止)届出書

※不明な点は消防署までお問い合わせください。

毒物※1 水又は熱を加えること等により、人体に重大な障害をもたらすガスを発生する等消火活動に重大な支障を生ずる物質で総務省令で定めるもの

No.	物質名	指定数量
1	塩化ホスホリル及びこれを含有する製剤	30 kg
2	五塩化りん及びこれを含有する製剤	30 kg
3	三塩化ほう素及びこれを含有する製剤	30 kg
4	三塩化りん及びこれを含有する製剤	30 kg
5	三ふっ化ほう素及びこれを含有する製剤	30 kg
6	シアン化水素を含有する製剤	30 kg
7	シアン化ナトリウムを含有する製剤	30 kg
8	シアン化亜鉛及びこれを含有する製剤	30 kg
9	シアン化カリウム及びこれを含有する製剤	30 kg
10	シアン化銀及びこれを含有する製剤	30 kg
11	シアン化第一金カリウム及びこれを含有する製剤	30 kg
12	シアン化第一銅及びこれを含有する製剤	30 kg
13	シアン化第二水銀及びこれを含有する製剤	30 kg
14	シアン化銅酸カリウム及びこれを含有する製剤	30 kg
15	シアン化銅酸ナトリウム及びこれを含有する製剤	30 kg
16	二・三・ジシアノ――・四―ジチアアントラキノン(別名ジチアノ)及びこれを含有する製剤 (二・三・ジシアノ――・四―ジチアアントラキノン五〇%以下を含有するものを除く。)	30 kg
17	塩化第二水銀及びこれを含有する製剤	30 kg
18	酸化第二水銀及びこれを含有する製剤(酸化第二水銀五%以下を含有するものを除く。)	30 kg
19	硫セレン化カドミウム及びこれを含有する製剤	30 kg
20	亜ひ酸及びこれを含有する製剤	30 kg
21	三塩化ひ素及びこれを含有する製剤	30 kg
22	ひ化水素及びこれを含有する製剤	30 kg
23	ひ酸及びこれを含有する製剤	30 kg
24	ふっ化水素を含有する製剤	30 kg
25	ヘキサキス(β・β―ジメチルフエネチル)ジスタンノキサン(別名酸化フエンブタズ)及びこれを含有する製剤	30 kg
26	ホスゲン及びこれを含有する製剤	30 kg
27	メチルメルカプタン及びこれを含有する製剤	30 kg
28	モノフルオール酢酸ナトリウム及びこれを含有する製剤	30 kg
29	りん化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤	30 kg
30	りん化水素及びこれを含有する製剤	30 kg

劇物※2 水又は熱を加えること等により、人体に重大な障害をもたらすガスを発生する等消火活動に重大な支障を生ずる物質で総務省令で定めるもの

No.	物質名	指定数量
1	塩化亜鉛	200 kg
2	酢酸亜鉛	200 kg
3	硫酸亜鉛	200 kg
4	りん酸亜鉛	200 kg
5	アクリルアミド及びこれを含有する製剤	200 kg
6	五塩化アンチモン及びこれを含有する製剤	200 kg
7	三酸化アンチモン	200 kg
8	酒石酸アンチモンカリウム及びこれを含有する製剤	200 kg
9	アンモニアを含有する製剤(アンモニア三〇%以下を含有するものを除く。)	200 kg
10	一水素二ふっ化アンモニウム及びこれを含有する製剤	200 kg
11	エチレンオキシド及びこれを含有する製剤	200 kg
12	塩化水素を含有する製剤(塩化水素三六%以下を含有するものを除く。)	200 kg
13	塩素	200 kg
14	オキシ三塩化バナジウム及びこれを含有する製剤	200 kg
15	酸化カドミウム	200 kg
16	硝酸カドミウム	200 kg
17	硫化カドミウム	200 kg
18	クロム酸亜鉛カリウム及びこれを含有する製剤	200 kg
19	クロム酸ストロンチウム及びこれを含有する製剤	200 kg
20	クロム酸鉛及びこれを含有する製剤(クロム酸鉛七〇%以下を含有するものを除く。)	200 kg
21	四塩基性クロム酸亜鉛及びこれを含有する製剤	200 kg
22	クロルピクリンを含有する製剤	200 kg
23	クロルメチルを含有する製剤(容量三〇〇ミリットル以下の容器に収められた殺虫剤であつて、クロルメチル五〇%以下を含有するものを除く。)	200 kg
24	クロロアセチルクロライド及びこれを含有する製剤	200 kg
25	二クロロニトロベンゼン及びこれを含有する製剤	200 kg
26	四クロロ二フルオロ五一〔(RS)―(二・二・二トリフルオロエチル)スルフィニル〕フェニル＝五一〔(トリフルオロメチル)チオ〕ペンチル＝エーテル(別名フルペンチオフェノックス)及びこれを含有する製剤(新規追加)	200 kg
27	けいふっ化水素酸を含有する製剤	200 kg
28	けいふっ化カリウム及びこれを含有する製剤	200 kg
29	けいふっ化ナトリウム及びこれを含有する製剤	200 kg
30	けいふっ化マグネシウム及びこれを含有する製剤	200 kg
31	五酸化バナジウム(溶解した五酸化バナジウムを固形化したものを除く。)及びこれを含有する製剤(五酸化バナジウム(溶解した五酸化バナジウムを固形化したものを除く。)—一〇%以下を含有するものを除く。)	200 kg
32	三塩化アルミニウム及びこれを含有する製剤	200 kg
33	シアナミド及びこれを含有する製剤(シアナミド一〇%以下を含有するものを除く。)	200 kg
34	二・三―ジシアノ―・四―ジチアアントラキノン(別名ジチアノン)五〇%以下を含有する製剤	200 kg
35	四塩化炭素を含有する製剤	200 kg
36	ジメチルアミン及びこれを含有する製剤(ジメチルアミン五〇%以下を含有するものを除く。)	200 kg

劇物※2 水又は熱を加えること等により、人体に重大な障害をもたらすガスを発生する等消火活動に重大な支障を生ずる物質で総務省令で定めるもの

No.	物質名	指定数量
37	塩化第一すず	200 kg
38	塩化第二すず	200 kg
39	硫酸第一すず	200 kg
40	塩化第一銅	200 kg
41	塩化第二銅	200 kg
42	硫酸銅	200 kg
43	一酸化鉛	200 kg
44	塩基性けい酸鉛	200 kg
45	けい酸鉛	200 kg
46	酢酸鉛	200 kg
47	三塩基性硫酸鉛	200 kg
48	シアナミド鉛	200 kg
49	ステアリン酸鉛	200 kg
50	鉛酸カルシウム	200 kg
51	二塩基性亜硫酸鉛	200 kg
52	二塩基性亜りん酸鉛	200 kg
53	二塩基性ステアリン酸鉛	200 kg
54	二酸化鉛	200 kg
55	塩化バリウム	200 kg
56	カルボン酸のバリウム塩	200 kg
57	水酸化バリウム	200 kg
58	炭酸バリウム	200 kg
59	チタン酸バリウム	200 kg
60	ふっ化バリウム	200 kg
61	メタホウ酸バリウム	200 kg
62	ピロカテコール及びこれを含有する製剤	200 kg
63	オルトフェニレンジアミン	200 kg
64	メタフェニレンジアミン	200 kg
65	ブロム水素を含有する製剤	200 kg
66	ブロムメチルを含有する製剤	200 kg
67	一―ブromo―三―クロロプロパン及びこれを含有する製剤	200 kg
68	ほうふっ化水素酸	200 kg
69	ほうふっ化カリウム	200 kg
70	ホルムアルデヒドを含有する製剤(ホルムアルデヒド一％以下を含有するものを除く。)	200 kg
71	(七十) メタバナジン酸アンモニウム及びこれを含有する製剤(メタバナジン酸アンモニウム〇・〇一％以下を含有するものを除く。)	200 kg
72	二―メチリデンブタン二酸(別名メチレンコハク酸)及びこれを含有する製剤	200 kg
73	メチルアミン及びこれを含有する製剤(メチルアミン四〇％以下を含有するものを除く。)	200 kg
74	(七十三) 四―メチルベンゼンスルホン酸及びこれを含有する製剤(四―メチルベンゼンスルホン酸五％以下を含有するものを除く。)	200 kg
75	硫酸を含有する製剤(硫酸六〇％以下を含有するものを除く。)	200 kg
76	りん化亜鉛を含有する製剤(りん化亜鉛一％以下を含有するものを除く。)	200 kg